

ドミニカ共和国政府による都市間移動禁止の解除について

令和2年4月14日
在ドミニカ共和国日本国大使館

ドミニカ共和国政府は、新型コロナウイルスの感染拡大予防措置として、15日間の予定で都市間移動の禁止措置を行ってきましたが、13日に右措置を解除することを発表しました。

これにより、都市間の移動について制限はなくなりましたが、今後の感染状況によっては、本措置が再適用されることもあり得ますので、国内移動にあたっては最新情報の入手に努めてください。

なお、今回の措置の詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認いただけます。

<https://presidencia.gob.do/noticias/reservas-del-pais-no-cobrar-los-intereses-de-mora-durante-proximos-6-meses>

<https://mobile.twitter.com/PresidenciaRD/status/1249828244746113024/actions>